

埼例規第11号・交指

昭和44年4月11日

埼玉県警察本部長

外交特権を有する者に対する交通反則通告制度の適用等について（例規通達）

（概要）

本通達は、外交特権と有する者に係る道路交通法違反事件等に関し、

- 交通反則事件処理手続
- 非反則事件及び交通事故事件に対する措置
- 取扱いの報告

等について定めている。